

生産性向上支援訓練を実施する事業取組団体の募集について

平成29年7月26日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
京都支部京都職業能力開発促進センター

1 趣旨

当機構では、地域の中小企業等における生産性向上に関する課題及び人材育成ニーズに対応した職業訓練（生産性向上支援訓練）を、民間機関等の教育資源を活用（民間委託）して実施しているところですが、さらに効果的な訓練の展開を図るため、以下のとおり、会員企業の実業性向上に取り組む事業主団体を募集し、基準を満たす事業主団体を事業取組団体として認定して会員企業に対する生産性向上支援訓練の実施を委託します。

2 募集内容

(1) 件名

会員企業に対する生産性向上支援訓練実施業務

(2) 事業の内容

事業取組団体の会員企業に対する生産性向上支援訓練の実施

(3) 募集コース数

5コース程度

(4) 申請に当たっての留意事項

イ 申請者は、主たる事務所の所在地が京都府内にある者であること。

ロ 1団体当たりの申請コース数の上限は、1コースであること。

3 事業取組団体の認定基準

事業取組団体は、以下の(1)から(9)までに掲げる要件を全て満たす必要があります。

(1) 次のイからへまでのいずれかに該当し、かつ、トに該当する団体であること。

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する次の(イ)から(ヌ)までのいずれかに該当する団体

(イ) 事業協同組合

(ロ) 事業協同小組合

(ハ) 信用協同組合

(ニ) 協同組合連合会

(ホ) 企業組合

(ヘ) 協業組合

(ト) 商工組合

(チ) 商工組合連合会

(リ) 都道府県中小企業団体中央会

- (ヌ) 全国中小企業団体中央会
 - ロ 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - ハ 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に規定する商工会議所
 - ニ 商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会
 - ホ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人を含み、事業主を主な会員とし、事業主に対する支援を主な目的として設立され、活動している法人に限る。）
 - ヘ 上記イからホまでの事業主団体以外の事業主団体（事業主を主な会員とし、当該事業主に対する支援を主な目的として設立され、活動している団体に限る。）であって、次の（イ）及び（ロ）に該当する団体
 - （イ）団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有する団体であること。
 - （ロ）代表者が置かれているほか、事務局の組織が整備されていること。
 - ト 雇用保険適用事業所であること。
- (2) 生産性向上支援訓練を適切に実施することができる事務運営体制を有していること。
 - (3) 会員企業に対する人材育成を継続的に取り組んでいること。
 - (4) 会員企業が抱える生産性向上に関する課題及び人材育成ニーズを的確に把握していること。
 - (5) 生産性向上支援訓練を実施して会員企業の生産性向上に取り組む意欲と能力を有していること。
 - (6) 生産性向上支援訓練の実施に必要な実績と経験を有した講師を用意できること。
 - (7) 生産性向上支援訓練の実施に当たり受講者（会員企業の従業員に限る。）を 20 人以上確保できること。
 - (8) 当該事業主団体を実施機関として活用することが、地域の中小企業等の生産性向上に効果的であると機構が認めた事業主団体であること。
 - (9) 機構の指示に適切に対応できること。

4 事業取組団体募集要領を交付する日時及び場所

(1) 日時

平成 29 年 7 月 26 日（水）から平成 29 年 8 月 9 日（水）まで（土・日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで）。

なお、電子メールによる事業取組団体募集要領の送付を希望する場合は、事業主団体名、担当者名及び電話番号を記入の上、kyoto-seisan@jeed.or.jp（全て半角）あて送信してください。

※ 電子メールの件名は「事業取組団体募集要領の送付依頼」とすること。

(2) 場所

京都府長岡京市友岡1丁目2番1号
京都職業能力開発促進センター
生産性向上人材育成支援センター
生産性向上支援訓練担当
TEL：075-951-7396

(3) 持参するもの

募集要領を受領する者の名刺

5 その他

詳細は、事業取組団体募集要領によります。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。